

○内閣府告示第百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都市
- 二 構造改革特別区域の名称 京都市認定通訳ガイド特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地域限定特例通訳案内士育成等事業（一二二九）

○内閣府告示第百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 二 構造改革特別区域の名称 心豊かな子どもを育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 和歌山県西牟婁郡すさみ町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）